

しづかわ d e 創業チャレンジ支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、市内での創業へのチャレンジを支援し、産業の振興及び地域の活性化を図ることを目的に、市内で新たに創業する者に対して、予算の範囲内において、補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 法人 次のいずれかに該当するものをいう。

ア 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者

イ 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項第6号に規定する特定非営利活動法人

(2) 創業 次のいずれかに該当する場合をいう。

ア 事業を営んでいない個人が、所得税法（昭和40年法律第33号）第229条に規定する開業等の届出（以下「開業届」という。）により、市内に主たる事業所を出店し、新たに事業を開始する場合

イ 事業を営んでいない個人が、法人を設立し、市内に主たる事業所を出店して新たに事業を開始する場合

(3) 事業所 事業の用に供する事務所、店舗等をいう。ただし、仮設又は臨時の店舗その他その設置が恒常的でないものを除く。

(4) 都市機能誘導区域 都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第81条第1項の規定に基づき作成した渋川市立地適正化計画に定める都市機能増進施設の立地を誘導すべき区域をいう。

(5) 住民登録 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく住民基本台帳への記録を行うことをいう。

(補助対象事業)

第3条 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、創業する事業のうち、次の各号の要件を全て満たすものとする。

(1) 補助金を申請した年度内に事業が完了すること。

- (2) 小売業、飲食業、サービス業その他の信用保証協会の保証対象業種であること。
- (3) 創業する事業の内容が、フランチャイズ契約又はこれに類する契約に基づくものではないこと。
- (4) 政治活動又は宗教活動に関係するものでないこと。
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に該当するもの及びこれに類する業種でないこと。
- (6) 関係法令及び公序良俗に反していないこと。

（補助対象者）

第4条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号の要件を全て満たす者とする。

- (1) 次のいずれかの要件を満たしていること。
 - ア 補助金の申請年度内に創業を行う予定の者
 - イ 既に創業をした者で、補助金の申請時において、個人事業主にあっては開業の日、法人にあっては法人設立の日から6か月を経過しないもの
- (2) 特定創業支援等事業として指定する創業セミナー等を受けている、又は補助金の申請年度内に受ける見込みがあること。
- (3) 補助金の交付申請までに渋川商工会議所又はしぶかわ商工会が実施する創業相談等を受けていること。
- (4) 事業所の建物の所有権その他の使用权を有し、又は有する見込みがあること。
- (5) 創業する事業を、補助金が確定した日から3年以上継続する意志及び見込みがあること。
- (6) 過去に渋川市まちなか空き店舗出店者支援事業補助金又は渋川市空き店舗活用開業支援事業補助金の交付を受けた者にあつては、補助金の交付の対象となった事業所を閉店し、閉業し、又は休業していないこと。
- (7) この要綱又はしぶかわ創業開業支援事業補助金交付要綱（令和3

年渋川市要綱)に基づく補助金をこれまでに受けていないこと。

(8) 渋川市暴力団排除条例(平成24年渋川市条例第30号)第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員でないこと。

(9) 許認可、資格等が必要な業種の事業を創業する場合は、当該資格等を既に取り得し、又は創業する日までに取得する見込みがあること。

(10) 市税を滞納していないこと。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、別表のとおりとする。

(補助金の額及び限度額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1の額とし、50万円を限度とする。ただし、次の各号の要件を満たす場合は、それぞれ当該限度額に5万円を加算する。

(1) 都市機能誘導区域内で創業する者

(2) 都市機能誘導区域内で創業する者で、当該補助金の交付申請日時において、市内に住民登録がある個人、又は市内に法人登記をしている法人

2 前項の額に1,000円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てるものとする。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表(第5条関係)

補助対象経費の区分	補助対象経費
1 事業所の新設、増改築又は改修に要する費用	(1) 事業所となる市内の建物の購入費用又は建設費用 (2) 事業所に係る市内の土地の購入費用 (3) 市内の事業所の開設に伴う増築工事、

	<p>改築工事、外装工事、内装工事、設備（電気、水道、ガス、空調等）等の工事費用</p> <p>(4) 前各号に掲げるもののほか、創業する上で市長が必要と認める費用</p>
2 設備又は大型備品購入費	<p>(1) 市内の事業所と一体となって機能し、事業に直接関係する設備又は備品（商品陳列棚等で建物に固定されるもの）の購入費用及びその設置に要する費用</p> <p>(2) 前号に掲げるもののほか、創業する上で市長が必要と認める経費</p>
3 広告宣伝費	<p>(1) 広告及び宣伝を目的としたチラシ、ポスター、パンフレット等の印刷費用</p> <p>(2) 広告及び宣伝を目的としたウェブサイト等の制作費用</p> <p>(3) 広告及び宣伝を目的とした新聞、雑誌等への掲載費用</p> <p>(4) 広告及び宣伝を目的としたのぼり旗、看板、掲示物等の制作費用</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、創業する上で市長が必要と認める経費</p>
4 創業に必要な申請書類作成等に係る費用	<p>(1) 司法書士、行政書士等に支払う、創業に伴う申請書類作成の報酬金</p> <p>(2) 設計士等に支払う、事業所等の設計に係る費用</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、創業する上で市長が必要と認める経費</p>

備考

1 次に掲げるものは、補助対象経費から除く。

- (1) 補助金の交付決定の前に着手しているもの
- (2) 各種保険料

- (3) 消耗品に類する費用
 - (4) リース費用
 - (5) 自動車等の車両の購入費用、修理費、車検費用等
 - (6) ソフトウェアの購入費用及びライセンス費用
 - (7) 商号の登記等に係る登録免許税、定款認証料、収入印紙代その他官公署に対する各種証明類取得費用
 - (8) 汎用性が高く、使用目的が補助対象事業の遂行に必要なものと特定ができないものの調達費用
 - (9) 国、県、市等のその他団体が実施する他の補助金の交付を受けた補助対象事業に要する費用
 - (10) その他市長が補助対象事業の遂行に必要であると認められないもの
- 2 事業所の新設、増改築若しくは改修又は設備若しくは大型備品の購入をする場合の業者は、原則として市内に事業所を有する業者とする。ただし、市長が認める場合はこの限りでない。
- 3 事業所の新設、増改築又は改修に要する経費について、建物が事業所及び事業所以外（住居等）の部分を併せたもの場合は、事業所部分と事業所以外（住居等）の部分の床面積を基に按分して算出する。